

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十月二十三日

広島県人事委員会

委員長 船 木 孝 和

広島県人事委員会規則第三十六号

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当の支給に関する規則（昭和二十九年広島県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
様式第13号（第23条関係） （表面） 退職手当支給制限処分書 （略） 職員の退職手当に関する条例第12条第1項 第14条第1項の規定により、一般の退職手当等の全部 又は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととする。 なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法及び地方自治法第206条の規定により、この<u>処分があつたことを知つた日</u>の翌日から起算して3か月以内に(1)に対してすることができる。 また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この<u>処分があつたことを知つた日から6か月以内に</u>(2)を被告として(被告を代表する者は(3))提起することができる(なお、この<u>処分があつたことを知つた日から6か月以内</u>であつても、この<u>処分の日から1年を経過</u>するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この<u>処分があつたことを知つた日</u>の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する<u>裁決があつたことを知つた日から6か月以内</u>に提起することができる(なお、その<u>裁決があつたことを知つた日から6か月以内</u>であつても、その<u>裁決の日から1年を経過</u>するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。))。 （略） （裏面）（略）	様式第13号（第23条関係） （表面） 退職手当支給制限処分書 （略） 職員の退職手当に関する条例第12条第1項 第14条第1項の規定により、一般の退職手当等の全部 又は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととする。 なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法及び地方自治法第206条の規定により、この<u>処分書を受けた日</u>の翌日から起算して3か月以内に(1)に対してすることができる。 また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この<u>処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に</u>(2)を被告として(被告を代表する者は(3))提起することができる(なお、この<u>処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内</u>であつても、この<u>処分の日の翌日から起算して1年を経過</u>するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この<u>処分書を受けた日</u>の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する<u>裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に</u>提起することができる(なお、その<u>裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内</u>であつても、その<u>裁決の日の翌日から起算して1年を経過</u>するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。))。 （略） （裏面）（略）

改 正 後	改 正 前
様式第14号（第23条関係） （表面） 退職手当支給制限処分書 （略） 職員の退職手当に関する条例 第14条第1項 第14条第2項 の規定により、一般の退職手当等の全部 又は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととする。 なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法及び地方自治法第206条の規定により、この<u>処分があつたことを知つた日</u>の翌日から起算して3か月以内に(1)に対してすることができる。 また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この<u>処分があつたことを知つた日から6か月以内に</u>(2)を被告として(被告を代表する者は(3))提起することができる(なお、この<u>処分があつたことを知つた日から6か月以内</u>であつても、この<u>処分の日から1年を経過</u>するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この<u>処分があつたことを知つた日</u>の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する<u>裁決があつたことを知つた日から6か月以内</u>に提起することができる(なお、その<u>裁決があつたことを知つた日から6か月以内</u>であつても、その<u>裁決の日から1年を経過</u>するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。))。 （略） （裏面） （略）	様式第14号（第23条関係） （表面） 退職手当支給制限処分書 （略） 職員の退職手当に関する条例 第14条第1項 第14条第2項 の規定により、一般の退職手当等の全部 又は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととする。 なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法及び地方自治法第206条の規定により、この<u>処分書を受けた日</u>の翌日から起算して3か月以内に(1)に対してすることができる。 また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この<u>処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に</u>(2)を被告として(被告を代表する者は(3))提起することができる(なお、この<u>処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内</u>であつても、この<u>処分の日の翌日から起算して1年を経過</u>するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この<u>処分書を受けた日</u>の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する<u>裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内</u>に提起することができる(なお、その<u>裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内</u>であつても、その<u>裁決の日の翌日から起算して1年を経過</u>するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。))。 （略） （裏面） （略）

改 正 後	改 正 前
様式第15号（第24条関係） （表面） 退職手当支払差止処分書 （略） 職員の退職手当に関する条例第13条第1項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。 なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法及び地方自治法第206条の規定により、この<u>処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に(1)に対してすることができる</u>。また、この<u>処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、(2)に対してこの処分の取消しを申し立てることができる</u>。 また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この<u>処分があつたことを知つた日から6か月以内に(3)を被告として(被告を代表する者は(4))提起することができる(なお、この処分があつたことを知つた日から6か月以内であつても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない)</u>。ただし、この<u>処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から6か月以内に提起することができる(なお、その裁決があつたことを知つた日から6か月以内であつても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない)</u>。 （略） （裏面） （略）	様式第15号（第24条関係） （表面） 退職手当支払差止処分書 （略） 職員の退職手当に関する条例第13条第1項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。 なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法及び地方自治法第206条の規定により、この<u>処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に(1)に対してすることができる</u>。また、この<u>処分書を受けた日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、(2)に対してこの処分の取消しを申し立てることができる</u>。 また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この<u>処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に(3)を被告として(被告を代表する者は(4))提起することができる(なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない)</u>。ただし、この<u>処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる(なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない)</u>。 （略） （裏面） （略）

改 正 後	改 正 前
様式第16号（第24条関係） （表面） 退職手当支払差止処分書 （略） 職員の退職手当に関する条例第13条第2項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。 なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法及び地方自治法第206条の規定により、この<u>処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に(1)に対してすることができる</u>。また、この<u>処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、(2)に対してこの処分の取消しを申し立てることができる</u>。 また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この<u>処分があつたことを知つた日から6か月以内に(3)を被告として(被告を代表する者は(4))提起することができる(なお、この処分があつたことを知つた日から6か月以内であつても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない)</u>。)。ただし、この<u>処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から6か月以内に提起することができる(なお、その裁決があつたことを知つた日から6か月以内であつても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない)</u>。。 （略） （裏面） （略）	様式第16号（第24条関係） （表面） 退職手当支払差止処分書 （略） 職員の退職手当に関する条例第13条第2項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。 なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法及び地方自治法第206条の規定により、この<u>処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に(1)に対してすることができる</u>。また、この<u>処分書を受けた日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、(2)に対してこの処分の取消しを申し立てることができる</u>。 また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この<u>処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に(3)を被告として(被告を代表する者は(4))提起することができる(なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない)</u>。)。ただし、この<u>処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる(なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない)</u>。。 （略） （裏面） （略）

改 正 後	改 正 前
様式第17号（第24条関係） （表面） 退職手当支払差止処分書 （略） 職員の退職手当に関する条例第13条第2項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。 なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法及び地方自治法第206条の規定により、この<u>処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に(1)に対してすることができる</u>。また、この<u>処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、(2)に対してこの処分の取消しを申し立てることができる</u>。 また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この<u>処分があつたことを知つた日から6か月以内に(3)を被告として(被告を代表する者は(4))提起することができる(なお、この処分があつたことを知つた日から6か月以内であつても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない)</u>。)。ただし、この<u>処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から6か月以内に提起することができる(なお、その裁決があつたことを知つた日から6か月以内であつても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない)</u>。。 （略） （裏面） （略）	様式第17号（第24条関係） （表面） 退職手当支払差止処分書 （略） 職員の退職手当に関する条例第13条第2項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。 なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法及び地方自治法第206条の規定により、この<u>処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に(1)に対してすることができる</u>。また、この<u>処分書を受けた日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、(2)に対してこの処分の取消しを申し立てることができる</u>。 また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この<u>処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に(3)を被告として(被告を代表する者は(4))提起することができる(なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない)</u>。)。ただし、この<u>処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる(なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない)</u>。。 （略） （裏面） （略）

改 正 後	改 正 前
様式第18号（第24条関係） （表面） 退職手当支払差止処分書 （略） 職員の退職手当に関する条例第13条第3項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。 なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法及び地方自治法第206条の規定により、この<u>処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に(1)に対してすることができる</u>。また、この<u>処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、(2)に対してこの処分の取消しを申し立てることができる</u>。 また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この<u>処分があつたことを知つた日から6か月以内に(3)を被告として(被告を代表する者は(4))提起することができる(なお、この処分があつたことを知つた日から6か月以内であつても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない)</u>。ただし、この<u>処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から6か月以内に提起することができる(なお、その裁決があつたことを知つた日から6か月以内であつても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない)</u>。 （略） （裏面） （略）	様式第18号（第24条関係） （表面） 退職手当支払差止処分書 （略） 職員の退職手当に関する条例第13条第3項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。 なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法及び地方自治法第206条の規定により、この<u>処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に(1)に対してすることができる</u>。また、この<u>処分書を受けた日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、(2)に対してこの処分の取消しを申し立てることができる</u>。 また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この<u>処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に(3)を被告として(被告を代表する者は(4))提起することができる(なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない)</u>。ただし、この<u>処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる(なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない)</u>。 （略） （裏面） （略）

改 正 後	改 正 前
様式第19号（第25条関係） （表面） 退職手当返納命令書 （略） 職員の退職手当に関する条例第15条第1項の規定により、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命ずる。 なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法及び地方自治法第206条の規定により、この<u>命令があつたことを知つた日</u>の翌日から起算して3か月以内に(1)に対してすることができる。 また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この<u>命令があつたことを知つた日から6か月以内に</u>(2)を被告として(被告を代表する者は(3))提起することができる(なお、この<u>命令があつたことを知つた日から6か月以内</u>であつても、この<u>処分の日から1年</u>を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この<u>命令があつたことを知つた日</u>の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する<u>裁決があつたことを知つた日から6か月以内</u>に提起することができる(なお、その<u>裁決があつたことを知つた日から6か月以内</u>であつても、その<u>裁決の日から1年</u>を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。))。 （略） （裏面） （略）	様式第19号（第25条関係） （表面） 退職手当返納命令書 （略） 職員の退職手当に関する条例第15条第1項の規定により、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命ずる。 なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法及び地方自治法第206条の規定により、この<u>命令書を受けた日</u>の翌日から起算して3か月以内に(1)に対してすることができる。 また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この<u>命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に</u>(2)を被告として(被告を代表する者は(3))提起することができる(なお、この<u>命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内</u>であつても、この<u>処分の日の翌日から起算して1年</u>を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この<u>命令書を受けた日</u>の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する<u>裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内</u>に提起することができる(なお、その<u>裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内</u>であつても、その<u>裁決の日の翌日から起算して1年</u>を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。))。 （略） （裏面） （略）

改 正 後	改 正 前
様式第20号（第25条関係） （表面） 退職手当返納命令書 （略） 職員の退職手当に関する条例 第15条第1項 第16条第1項 の規定により、既に支払われた一般の退職 手当等の額のうち下記の金額の返納を命ずる。 なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法及び地方自治法第 206条の規定により、この<u>命令があつたことを知つた日</u>の翌日から起算して3 か月以内に(1)に対してすることができる。 また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この<u>命 令があつたことを知つた日から6か月以内に(2)を被告として(被告を代表する 者は(3))提起することができる(なお、この命令があつたことを知つた日から 6か月以内であつても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消し の訴えを提起することはできない。)</u>。ただし、この<u>命令があつたことを知つ た日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取 消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から6か月 以内に提起することができる(なお、その裁決があつたことを知つた日から6 か月以内であつても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの 訴えを提起することはできない。)</u>。 （略） （裏面） （略）	様式第20号（第25条関係） （表面） 退職手当返納命令書 （略） 職員の退職手当に関する条例 第15条第1項 第16条第1項 の規定により、既に支払われた一般の退職 手当等の額のうち下記の金額の返納を命ずる。 なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法及び地方自治法第 206条の規定により、この<u>命令書を受けた日</u>の翌日から起算して3か月以内に (1)に対してすることができる。 また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この<u>命 令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に(2)を被告として(被告を代表 する者は(3))提起することができる(なお、この命令書を受けた日の翌日から 起算して6か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過 するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)</u>。ただし、この <u>命令書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、 この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の 翌日から起算して6か月以内に提起することができる(なお、その裁決の送達 を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、その裁決の日の翌日か ら起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできな い。)</u>。 （略） （裏面） （略）

改 正 後	改 正 前
様式第21号（第26条関係） （表面） 職員の退職手当に関する条例第17条第1項に規定する懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知書 （略） 下記の退職をした者に対しその退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、その者がその一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由があるため、職員の退職手当に関する条例第17条第1項の規定により通知する。 この通知をした機関は、この通知が到達した日から6か月以内に限り、この通知を受けた者に対し、下記の退職をした者が既に支払われた一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、その一般の退職手当等の額（下記の退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 （略） （裏面） （略）	様式第21号（第26条関係） （表面） 職員の退職手当に関する条例第17条第1項に規定する懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知書 （略） 下記の退職をした者に対しその退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、その者がその一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由があるため、職員の退職手当に関する条例第17条第1項の規定により通知する。 この通知をした機関は、この通知が到達した日の翌日から起算して6か月以内に限り、この通知を受けた者に対し、下記の退職をした者が既に支払われた一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、その一般の退職手当等の額（下記の退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 （略） （裏面） （略）

改 正 後	改 正 前
様式第22号（第27条関係） （表面） 退職手当相当額送付命令書 （略） 第17条第1項 職員の退職手当に関する条例 第17条第2項 の規定により、退職手当の受給者に対し既第17条第3項 に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命ずる。 なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この<u>命令があつたことを知つた日</u>の翌日から起算して3か月以内に(1)に対してすることができる。 また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この<u>命令があつたことを知つた日から6か月以内に(2)を被告として(被告を代表する者は(3))提起することができる(なお、この命令があつたことを知つた日から6か月以内であつても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)</u>。ただし、この<u>命令があつたことを知つた日</u>の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する<u>裁決があつたことを知つた日から6か月以内に提起することができる(なお、その裁決があつたことを知つた日から6か月以内であつても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)</u>。 （略） （裏面）（略）	様式第22号（第27条関係） （表面） 退職手当相当額送付命令書 （略） 第17条第1項 職員の退職手当に関する条例 第17条第2項 の規定により、退職手当の受給者に対し既第17条第3項 に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命ずる。 なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この<u>命令書を受けた日</u>の翌日から起算して3か月以内に(1)に対してすることができる。 また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この<u>命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に(2)を被告として(被告を代表する者は(3))提起することができる(なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)</u>。ただし、この<u>命令書を受けた日</u>の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する<u>裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる(なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)</u>。 （略） （裏面）（略）

改 正 後	改 正 前
様式第23号（第27条関係） （表面） 退職手当相当額送付命令書 （略） 職員の退職手当に関する条例 第17条第4項の規定により、退職手当の受給者に対し既 第17条第5項 に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命ずる。 なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に(1)に対してすることができる。 また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令があつたことを知つた日から6か月以内に(2)を被告として(被告を代表する者は(3))提起することができる(なお、この命令があつたことを知つた日から6か月以内であつても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この命令があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から6か月以内に提起することができる(なお、その裁決があつたことを知つた日から6か月以内であつても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。))。 （略） （裏面）（略）	様式第23号（第27条関係） （表面） 退職手当相当額送付命令書 （略） 職員の退職手当に関する条例 第17条第4項の規定により、退職手当の受給者に対し既 第17条第5項 に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命ずる。 なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に(1)に対してすることができる。 また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に(2)を被告として(被告を代表する者は(3))提起することができる(なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる(なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。))。 （略） （裏面）（略）

附 則

（施行期日）

1 この人事委員会規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この人事委員会規則の施行の際交付されているこの人事委員会規則による改正前の職員の退職手当の支給に関する規則の様式（次項において、「旧様式」という。）により使用されている書類は、この人事委員会規則による改正後の職員の退職手当の支給に関する規則の様式によるものとみなす。

3 この人事委員会規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕い使用することができる。